

令和8年度
地域資源とデジタルを活用した地方創生イノベーション推進事業業務委託仕様書

1. 目的

本業務は、西海市が有する地域資源や地域課題に対し、地域資源（再生可能エネルギーを含む。）及びデジタル技術を活用したソフトウェア・デジタルサービスの開発、導入、実装等を支援することにより、新たな産業の創出及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

また、市内事業者の課題解決や事業高度化につながる案件形成、起業・事業化に向けた支援を行い、将来的な雇用創出及びスタートアップ創出につなげることを目指す。

なお、本業務は、国の交付金事業を活用して実施するものであり、本市が策定した事業計画との整合を図りながら実施するものとする。

2. 業務の基本方針

本業務は、単なるイベントやセミナーの開催を目的とするものではなく、地域課題の把握・整理を起点として、案件形成、ソフトウェア開発支援、導入・実装支援、事業化支援へとつなげることを重視する。

また、本業務の実施に当たっては、地域課題の整理を踏まえた案件形成及び新たな案件の発掘の双方を視野に入れつつ、提案者の知見、ネットワーク、支援実績等を活かした柔軟な支援を行うものとする。加えて、本業務は、市が実施するソフトウェア導入費補助金その他関連施策との接続を意識し、地域課題の解決と地域内での導入・活用・事業化につながる取り組みとなるよう留意すること。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 地域課題及び事業ニーズの把握・整理

- ア 市内事業者、関係者等へのヒアリングを通じて、地域課題、産業課題及び事業ニーズを把握すること。
- イ 把握した課題について、地域資源（再生可能エネルギーを含む。）及びデジタル技術の活用可能性を踏まえ、整理・分析を行うこと。
- ウ 事業化又はソフトウェア・デジタルサービスの活用可能性がある課題について、案件候補として整理すること。

(2) 案件形成支援

- ア 整理した地域課題等の中から、事業化に向けたテーマ設定及び案件形成を行うこと。
- イ 必要に応じて、起業家、エンジニア、専門人材、事業者等とのマッチングを行うこと。
- ウ 案件形成に当たっては、地域資源の活用、事業性、継続性、導入可能性等の観点を踏ま

えること。

(3) 伴走支援の実施

- ア 支援対象者に対し、個別伴走支援を実施すること。
- イ 伴走支援に当たっては、事業計画の整理、開発方針の整理、導入・実装の検討、事業化に向けた助言等を行うこと。
- ウ 必要に応じて、技術的助言、開発に向けた支援、実証に向けた支援を行うこと。
- エ 支援対象者の状況に応じ、売上、導入、実装、事業化につながる活動支援を行うこと。
- オ 西海市商工会、金融機関その他の創業支援機関等と可能な範囲で連携し、補助金、専門家派遣、融資その他支援制度の活用に関する情報提供及び必要な調整に努めること。

(4) 導入・実装支援

- ア 開発したソフトウェア・デジタルサービスについて、市内事業者等への導入・実装可能性を検討すること。
- イ 導入候補事業者との調整、活用方法の検討、実装に向けた支援を行うこと。
- ウ 市の補助制度の活用可能性を見据えながら、導入・実装につながる支援を行うこと。
- エ 導入後の活用、展開及び改善に向けた助言を行うこと。

(5) 関係機関との連携

- ア 本業務の実施に当たり、市、商工会、金融機関、その他支援機関等との情報共有及び連携に努めること。
- イ 起業、事業化、資金面、導入支援等に関し、必要に応じて関係機関との接続及び調整を図ること。
- ウ 支援対象者に対し、事業化の実現性向上に資する関係機関との連携機会を設けるよう努めること。

(6) 普及・周知

- ア 本業務の趣旨及び支援内容について、必要に応じて周知・広報を行うこと。
- イ 周知・広報に当たっては、単なるイベント開催を目的とするのではなく、案件形成や支援対象者の掘り起こしにつながるよう工夫すること。

(7) 進捗管理・報告

- ア 本業務全体の進捗管理を行うこと。
- イ 本市との定期的な打合せを行い、業務の進捗状況、課題、今後の対応方針等を報告すること。
- ウ 業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて改善提案を行うこと。

5. 達成目標

受託者は、本業務の実施に当たり、地域課題及び事業ニーズの把握・整理を行い、地域資源（再生可能エネルギーを含む。）やデジタル技術の活用可能性を踏まえた案件形成を図るものとする。

また、支援対象者に対する個別伴走支援を通じて、ソフトウェア開発、導入、実装、事業化につながる支援を行うものとし、本市が別に定める事業目標を踏まえながら、業務を推進するものとする。

なお、本業務の達成目標は、数値のみを形式的に追うものではなく、地域課題の把握、案件形成、支援対象者への伴走支援、導入・実装に向けた活動等の実施状況を重視するものとし、具体的な目標設定については、市と協議の上整理するものとする。

【達成目標の例】

- ・ 市内事業者等へのヒアリング及び地域課題の把握・整理
- ・ 事業化に向けたテーマ設定及び案件形成
- ・ 支援対象者に対する個別伴走支援の実施
- ・ ソフトウェア開発又は導入・実装に向けた支援の実施
- ・ 関係機関との連携機会の設定
- ・ 売上、導入、事業化又は起業・雇用につながる可能性のある案件形成

6. 成果品

受託者は、業務完了後、次に掲げる成果品を本市へ提出するものとする。

(1) 紙媒体

事業実績報告書 2部

※事業実績報告書には、少なくとも次の事項を記載すること。

- ・ 業務の実施内容及び実施結果
- ・ ヒアリング結果及び地域課題の整理内容
- ・ 案件形成の状況
- ・ 支援対象者ごとの伴走支援の概要
- ・ 導入・実装支援の状況
- ・ 課題、改善点及び今後の提案

(2) 電子媒体

事業実績報告書及び関係資料の電子データ 一式

※文書データは、本市が再利用可能な形式（Word、Excel、PowerPoint 等）及び PDF 形式で提出すること。

7. 実施体制

(1) 責任者の配置

受託者は、本業務全体を統括する責任者を配置すること。

(2) 担当者の配置

受託者は、地域課題整理、案件形成支援、伴走支援、必要に応じた技術支援等を適切に行うことができる担当者を配置すること。

(3) 連携体制

受託者は、本市及び必要な関係機関と連携しながら業務を実施できる体制を整えること。
あわせて、本市担当者との進捗管理及び情報共有を適切に行うため、月1回程度の定期的な打合せ又は報告の機会を設けるとともに、必要に応じて随時協議及び報告を行うこと。

8. 業務上の留意事項

(1) 事業計画との整合

本業務は、地域未来交付金（地域未来推進型）を活用して実施するものであることから、本市が同交付金に係る事業として策定し、国へ提出している事業計画との整合を図りながら実施すること。

(2) 柔軟な対応

支援対象者の状況、地域課題の内容、事業の進捗等に応じ、必要な見直しや工夫を行いながら柔軟に対応すること。

(3) 関係機関との連携

商工会、金融機関その他支援機関等との連携に当たっては、公平性、中立性及び実効性に配慮すること。

(4) 費用負担

本業務の遂行に必要な物品調達、現地への移動、会場使用料、宿泊費、通信費その他必要な経費は、原則として委託料に含むものとする。

(5) 秘密保持

受託者は、本業務により知り得た情報を、本市の承諾なく第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

(6) 著作権

本業務において受託者が作成し、本市に納入する報告書、整理資料、説明資料その他本業務の履行に伴い受託者が作成した成果物に係る著作権は、成果物の納入後、原則として本市に

別紙4

帰属するものとする。詳細は契約時に別途定めるものとする。

ただし、支援対象者、連携事業者その他第三者が自ら作成又は開発したソフトウェア、システム、デジタルサービス、ノウハウ、営業秘密その他これらに類する成果物に係る権利は、当該権利者に帰属するものとし、本業務の実施をもって本市に移転しないものとする。

9. その他

本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上決定するものとする。